

## 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第10回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成19年 4月18日(水) 19時00分～20時52分																		
場 所	上富良野町役場 審議室																		
出席者	<p>検討会議委員：出席6名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡本 康裕</td> <td></td> <td>大内 和行</td> <td></td> <td>板垣 貴子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡辺 雄介</td> <td></td> <td>瀬川 英樹</td> <td></td> <td>大石 理香子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>町自治基本条例研究プロジェクト:中田座長(議会議務局長)  町民生活課自治推進班:北越主幹、谷口主査  事務局:総務課 北川課長、行財政改革担当 新井主幹</p>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡本 康裕		大内 和行		板垣 貴子		渡辺 雄介		瀬川 英樹		大石 理香子	
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠														
岡本 康裕		大内 和行		板垣 貴子															
渡辺 雄介		瀬川 英樹		大石 理香子															
内 容	<p>事務局： 前回欠席された委員もいるため、人事異動に伴う担当者の変更にあたり、職員の紹介を行った。町自治基本条例研究プロジェクトから中田座長(議会議務局長)が出席することを報告。</p> <p>あいさつ</p> <p>岡本代表：会議は21時までを予定する。資料として前回会議の会議録がついているので参考としていただきたい。本日の会議は報告書8ページの前文から論議に入りたいので、付け加えることなど意見を出していただきたい。</p> <p>議題1 自治基本条例の内容の検討について</p> <p>【前文】</p> <p>岡本代表： これまで検討会議で話されてきたことが盛り込まれていると思う。ニセコ町のまちづくり条例と比較すると、プロジェクト案は成り立ちの部分や議会・町の執行機関に関することが詳しく述べられていて、前文として大まかに包含してあると思う。</p> <p style="padding-left: 20px;">前文の趣旨をプロジェクトの中田座長より説明</p> <p style="padding-left: 20px;">前文については、上富良野町のことが詳しく述べられているので良いと思う。</p> <p style="padding-left: 20px;">前文については、どうこうする点はないのでないか。</p> <p style="padding-left: 20px;">「自律的」という言葉が解説等に使われているが、意味をはっきりさせること必要と思う。</p> <p>【第1章 目的と理念(第1条～第3条)】</p>																		

条例の条文だけを町民に示しても分からないのではないか。報告書にある解説も合わせて示していくことが必要と思う。

事務局： 条例には本文しか載せてないため内容が分かりにくいので解説を入れている。町民への周知に関しては、解説付きのものを示すことになると思う。ホームページにも掲載され情報が示されると思う。

目的の条文に使われている「本町」は自分の住所と同じで意識してしまうことがある。「我が町」とか、誰もが分かる表現にしてはどうか。

「町」についての解説内容が一般には分かりづらいと思うので、説明をもっと分かりやすくすべきと思う。

事務局： 町の会計は一般会計の他に、特別会計として国民保険事業や老人保健事業、企業会計として町立病院事業や水道事業など、会計区分で仕事が違っていることからまとめて「町」としている。

公営企業管理者などは、町立病院とか水道事業のように、具体的に書いたほうが分かりやすいと思う。

地方自治法第何条と書かれても分からないし、町民と町議会と「町」の字が使われているので、「町」の説明に関してはもう少し分かりやすいのが良いと思う。

「町」の解説を具体的に記載したほうが良いと思う。

政策と施策の違いは何か。

事務局： 総合計画の中で、部門ごとに大きなことをやっていく政策、その下で具体的に実施していく施策として使い分けしている。

「補完する」という言葉もよく使われている、町民には馴染みの無い行政用語と思う。「助け合いながら完成させる」という意味であり「助け合う」といった簡単な言葉で表現できないものか。

町内に居住する者、町内に通勤又は通学する者を町民として位置付けしているが、町民投票に関係してくる、町外の者も町民とした考え方は何ですか。

事務局： 普段から町に勤めている者も町民として位置付けしている。

町民投票の場合には重大な政策なので、投票する人の資格として通学している者や18歳以上の人たちも含まれるかどうか。

「町民」を広くとらえることは、現実的にしっくり来ない感がある。住民以外の通勤者や通学者が、その町の取組みに対して意見を言うことができるかどうか。現在、広域で仕事についている人もいるが、その方が通勤地の町に意見を言うかどうか。学生が果たして町に意見を言うかどうか。

事務局： まちづくりは住んでいる人たちだけでなく、この町に通勤、通学している人たちも携わるべきでないかということで入れている。

上富良野高校の関係では、今後のことを問う町民投票があった場合に、通学する子どもたちが投票できるかの問題がある。町民投票には何歳以下という設定があるのかどうか。

事務局 上富良野高校の存続となると、他の町にも影響のある問題なので、町民投票は関係のある人たちで行うことが良いと思う。

町外の人がどれだけ上富良野のまちづくりに参加することがあるかどうか。富良野市に通っている人が、市の条例に口出しすることはないと思う。実際この文言が必要なかどうか、なんとなく違和感がある。

「町民」を広く定義していることは、町に対して意見を言う門戸を開いている意味から、上富良野高校についても、上富良野町民は意見を言ってもいいが、富良野から通っている者は言えないとか、仕事に関しても同じであり、上富良野には、こんな制度があっても良いのではないかと言えるように、広く意見を聞く感じで捉えている。

事務局 自衛隊の方や学校の先生たちの通勤している人が多く、普段からまちづくりに深く関わりを持っており、町民として活動していることを位置付けしないと、住民票があるなしで判断することについてどうかと思い定義した。

基本理念の条文に宗教は盛り込まなくてもよいかどうか。

事務局： この規定はニセコ町の条文を参考にしたので、宗教について特に論議はしていない。宗教を抜いた理由は特にないと思うが、国籍・民族・年齢・性別・心身の状況、社会的又は経済的環境などは、自らはどうしようもない事柄であり、そのことを相互理解し尊重するとしていると思う。

「宗教」の言葉を取り入れるかは、他から聞かれた場合に考え方を説明することが必要で、検討会としても論議は必要と思う。

信仰宗教は広いので理解することは難しいのでないか。

宗教は個々の心情の問題であって、個々に違いがあると思う。曖昧な言葉を取り扱うことは、場合によっては裁判などの係争にかかわると思う。

検討会では、そういった理由もあり、取り入れないことでも良いのでないか。

町民憲章と自治基本条例との違いは何か。

事務局： 町民憲章はスローガンの的で、こうした方が良いというイメージで、ルールではない。

## 【第2章 まちづくりの基本原則（第4条～第6条）】

情報共有の原則の「わたしたち町民」と書いてあるが、前文での「わたしたち」の解釈5からすると内容が重複していると思う。「わたしたち」を除いても文言的には問題ないのではないか。

言葉として「自律」がよくでているので、解説で説明したほうが良いと思う。

事務局： プロジェクトでは、「自律」の意味として、自分に責任を持って自分が判断して行動することを規定している。「自立」は、人に頼らないで自分だけで行動する意味であるので、「自律」を使用している。

6ページのキーワードの説明に、「自主自律」は一人ひとりが自らを高めると説明されている。

責任を持って動くことが大切だと思う。

事務局： 地方分権の中、町も自ら判断し、責任を持って運営することが求められ、

町民も同じように責任を持って行動することが求められてきていると思う。

参画と協働の原則は、参加を呼びかけている大切な箇所と思うので、参画と協働を強く規定しても良いと思う。三つの条文で構成されていることで、流して見えてしまいそうな感じがあり、参画はみんなで動いてくださいということを内容としている条文なので、条例の中でもウエイトが高いと思う。

この条例は、このまちづくりの基本原則から進むということを強く明記しても良いと思う。

事務局： 富良野市は、まちづくり条例を作るのに、住民の参画と情報共有が先ということで、参加条例を制定し、後で基本条例を作るという順序とした。住民が参加することを考え、意識が盛り上がり、条例をつくる方が順番として良いと思う。町は基本条例の策定を考えているが、住民が参加する町でなければならないと思う。富良野市はその後基本条例に向けて中々進んでいないと聞くので、明文化した条例でも、行政や住民の意識が育たなければ進んでいけないと思う。

検討会議に出された意見を踏まえ、富良野方式（参加条例を先行）やニセコ方式（全てを網羅）など、条例を生かしていく手法として、両方のことを答申に盛り込んでいくことが良いと思う。

「協働」「参画」の言葉は意味として分かるが、わかりやすい言葉に置き換えることができないか。

例として「一緒に」「やろう」という方がイメージしやすい。

条例は、裁判などへの対応も考慮し曖昧な表現はなるべく使わないことが以前説明されていたので、行政用語が入ることは仕方ないと思う。

原則的なことは、条文に書いて解説で、参加をいっしょにやろうとか、詳しく説明することもあると思う。

条文としては、括弧書きや注意書き、説明書きが無くても、分かる言葉を用いることが良いと思う。結果として、説明文も短くなると思う。読みやすく見やすくなる言葉で表現する工夫が必要と思う。「共に」「一緒に」の言葉もあると思う。

分かりやすい言葉を使うことは理想だが、結果として長い条文になってはどうかと思う。憲法といわれるものであり、簡潔な表現が必要でないか。

簡単で分かりやすい言葉遣いが求められる。

参画と協働の原則で「まちづくりは、町民と町及び町民同士が相互理解のもとに、進めていくことを基本とします。」と書かれていて、「協働」の言葉を使わなくても良いのでないか。条文には「一緒に」と書き、解説で「協働」を説明することもある。

参画と参加の違いは何か。

事務局： 計画する段階から参加することを参画と表現している。

「参画」といった言葉を使わない表現がないものかと思う。

ニセコ町は「参画」の表現が、上からものを言われているようだと思ってあつたと思うが、それをあえて使っているように思える。

全般に簡単な言葉があれば、より親しみが持てると思う。「参画」「協働」に良

い言葉があれば考えてほしい。

自助・共助・公助の原則で「自律した個人」と表現しており、参画と協働の原則では「町民一人ひとり」と表現しているが、統一性があると読みやすくなるのでないか。

前文で「わたしたち」と規定しているので、「わたしたち町民」は、「町民とは」「町民は」といったように統一した方が分かりやすくなると思う。

町長や議会、議員は名指ししているので、町民全体を指すときの表現方法は検討が必要と思う。

### 【第3章 町民の権利と責務（第7条～第9条）】

町民の権利で「町が行う行政サービスを等しく受ける権利を有します」と規定しているが、行政サービス制限条例の制定との関係はどうか。

事務局： 町民の権利で、町民は、町が行う行政サービスに伴う負担を分任することとして、税や使用料を納める責務がある規定をしている。

町民投票はあくまでも参考意見とするのか。

事務局： 町民投票の結果をどこまで尊重するのか、町民投票する前に決めておくことも考えられ、それを踏まえて意見を聞くことも必要と思う。ただ、必ずその意向にならないこともある。

子どもたちのまちづくりに参加する権利で、子どもはまちづくりに参加できる権利は何歳までとしているのか。

事務局： 児童福祉と学校教育法での定義を使っているのではないかと思う。青少年は小学生から高校生で、子どもは小学生以下の乳幼児と使い分けをしているのではないかと思う。

まちづくりに対する意見を聞く場合に、それぞれの年齢にあった説明や聞き方もあると思う。例として、教育委員会で以前行っていた「子ども議会」は、その意見を町政に繁荣させる仕組みとして、条例に基づき位置付けするなどすれば、この条項も生きてくると思う。また、町の将来を担ってもらう子どもたちの意見も認めていこうとする面もある。

常に参加することを言ってあげると、まちづくりに入ってくる子どもたちが増えてくると思う。

自己責任として、パブコメの意見に氏名を明記しなければならないことも自らの発言の責任と思うが、無記名の方が書きやすい。

事務局： 掲示板と同じで、氏名がなければ言っぱなしになり、その意見は何を意図とするか理解しあうには、お互い意思のキャチボールをしなければならないことがあるので、その責任を持つために記名としている。

町民の責務の「自らの発言と行動に責任を持ち」とあるが、自由に意見を言うことからすれば、そこまで明記すべきかどうか。

町民の権利と合わせて、責務も一定程度明記することは良いと思う。

町民から見れば責務は小さいほうが良いが、条文程度の責務は必要かと思う。

岡本代表：第3章まで進んだことから、区切りよく本日の会議は了とする。次回以降は、1回10条程度を目安に進めていきたい。あと3回で40条まで予定したい。効率よく進めるため、次回分の復習のほか、前回分の意見があればまとめてもらうことをお願いしたい。

2 その他

次回会議 4月23日(月) 午後7時00分、役場審議室

閉会 20時52分